

印からみた南越世界（中篇）

——嶺南古璽印考——

吉 開 将 人

前号掲載の（前篇）では、南越王墓出土の璽印・封泥資料を総合的に整理して、まず「南越印」の特徴を明らかにし、その上でベトナム出土の「胥浦候印」を南越印とする考え方を示し、漢の武帝による郡県設置以前のベトナム北部に南越の「候」官が置かれていたと結論付けた。

この（中篇）では、海南島出土の「朱廬執封」銀印について検討し、それが「楚」の要素をもつ南越印であることを論じ、さらに南越王墓に副葬されていた銅鼎の系譜とその組み合わせの分析によって、南越王権に「楚」に連なる理念や伝統を制度的なカタチとして具現化させた「楚制」が存在したことを論証したい。

四、「朱盧執判」印をめぐる諸問題

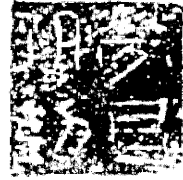
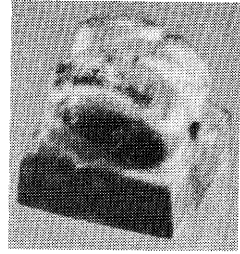
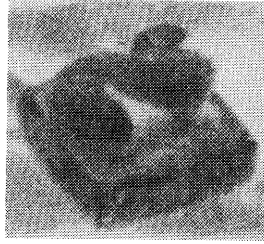
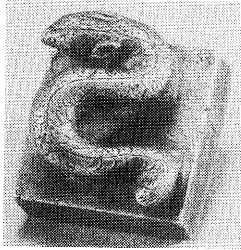
(1) 資料の紹介

一九八四（八三？）年五月、現在の海南省樂東黎族自治県志仲鎮譚培村で、地元の農民が山の斜面にゴムの木を植えようとした際に、地表から約三〇センチメートルの深さの所で一点の銀印を発見した。印は全体が銀質で、印面には「朱盧執判」の四文字が刻まれていた。鈕は蛇とも魚ともつかない形をしており、印面の大きさは縦横ともに二・四センチメートル、印全体の高さは一・九センチメートルと報告されている〔図十一―1〕。樂東県は海南島の西南部に位置する少数民族の多い自治県であり〔図二〕、発見地点は海岸からさらに四〇キロメートルほど内陸部に入った山間盆地の一角にある。共伴遺物や周囲の遺構などについては報告されていない⁽⁴⁸⁾。

この銀印は中国の最も南で発見された古代の印として多くの研究者の関心をあつめ、その解釈についてもこれまでさまざまな意見が提出されてきた。この印が発見された海南島は、小論のテーマである南越の主要地域と前章で検討対象としたベトナム北部とのちょうど中間に位置している。それが果たしていつ頃のどのような性格のものであるかという点について、(前篇)における南越印についての整理を踏まえながら、ここで改めて検討してみたい。

(2) 「朱盧執判」印についての従来の諸説

この印については、これまで陳高衛、譚其驥、楊式挺、孫慰祖、黃展岳の各氏によって考証がなされている⁽⁴⁹⁾。これ



1 「朱盧執判」銀印

2 「勞邑執判」琥珀印

図11 二つの「執判」印（原寸）

らの諸氏の年代観は、後述するように秦漢交替期から前漢代にかけてにまとまっている。問題は具体的にいつ誰によって作られた印であるかという点であり、印文にみられるいくつかの語句の解釈とあいまって、今日までにさまざま意見が提出されてきた。ここでその整理を簡単にしておきたい。

まず意見が分かれるのは「朱盧」についての解釈だが、その前提となる海南島および対岸の大陸側の地名比定については、従来から対立する意見があつて一致をみていない。

鍵となるのは、『漢書』卷二八下・地理志の「合浦郡（武帝元鼎六（前一一一）年開…）：鼎五：朱盧（都尉治）」と『続漢書』志第三三の「合浦郡（武帝置…）五城：朱崖」の間にみられる記述の相違である。これに加え、『漢書』卷九五・兩粵伝には「元鼎六（前一一一）年冬、…南粵已平。遂以其地為儋耳・珠崖・南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九真・日南九郡」、また『漢書』卷六四下・賈捐之伝には「武帝征南越、元封元（前一一〇）年立儋耳・珠崖郡、皆在南方海中洲居、广袤可千里、合十六県」とあつて、『漢書』にみえる「朱盧」県・

「珠崖（厓）」郡と『統漢書』の「朱崖」との関係、さらに儋耳・珠崖（厓）郡の設置年という二つの点が問題となる。これらのなかで、「朱盧」「珠崖（厓）」「朱崖」の関係をどのように解釈するかについては、海南島の郡県が前漢後期に一度廃止されたのか、あるいは後漢以後にも継続していたのかという点にかかわる大きな問題である。⁽⁵⁾新発見の銀印にみえる「朱盧」がこの問題とどのように結び付くかという点にはすべての論者が言及しているが、諸説を総合すると、印文上の「朱盧」を『漢書』にみえる「朱盧」（県）と結び付ける点では一致をみている。論者のあいだで意見が分かれるのは、それをさらに珠崖（厓）郡に結び付けるか否かという点である。譚其驤氏が指摘するように印は移動可能なものであり、また管見による限りに、印の発見地を含めた海南島南部では今のところ前漢中期以前のみとまった遺物や遺跡が発見されていないことなどからすれば、そこに漢の郡県が置かれていたとは考えにくい。本論の以下の議論では、この印を珠崖（厓）郡に直接結び付けることはせず、大陸側かその対岸の海南島北部にあった合浦郡の「朱盧」（県）との関係で理解するにとどめ、それ以上については当該地域一帯の今後の遺跡・遺物調査の進展を待つことにしたい。^(補注)

この「朱盧執判」印についてのもう一つの論点は、それが一体いつ誰によって作られたものであるのかという点である。この問題については、譚其驤氏だけが秦漢交替期の楚である可能性を主張する以外は、いずれも前漢王朝によるものとする。そこで解釈を分けているのは、「執判」という語句についての評価である。

中国古代、とりわけ秦始皇帝による統一以前の先秦時代における爵制については、古くから盛んに議論されてきた問題である。春秋以前におけるいわゆる「五等爵制」の存否についてはさておくとして、戦国の七大国についてみるなら、それぞれに特徴をもった爵制が、一部で影響を及ぼし合い、また一方で独自性を強めながら、社会・政治構造

の変容と運動しつつ、国ごとに展開をとげていたことがすでに明らかとなっている。そして統一を実現した秦の始皇帝が、前四世紀頃の戦国中期から秦国において形作られてきた白国の爵制に基づいて、旧六国の爵制を再編したという点についても異論がないところである。⁽⁵¹⁾

この「朱廬執珪」印をめぐるすでに多くの論者が指摘しているように、印文中にみえる「執珪」とは「張儀：乃説楚王曰『…楚嘗與秦構難、戰於漢中、楚人不勝、列侯執珪死者七十余人、遂亡漢中』」（『史記』卷七十・張儀列伝）、「（陳軫）曰『願聞楚國之法、破軍殺將者何以貴之？』昭陽曰『其官為上柱國、封上爵執珪。』陳軫曰『其有貴於此者乎？』昭陽曰『令尹』（『史記』卷四十・楚世家）などの文献中にみえる「執珪（珪）」という爵称のことであり、戦国の楚にあつては最高官の令尹に次ぐ柱國に結び付いた爵であつたことが知られる。これらの記事はいずれも戦国後半期のものだが、この執珪爵は他国には確認できず、⁽⁵²⁾楚特有の爵称だつたと推測される。

「朱廬執珪」印の解釈にあたり、譚其驥氏だけが秦漢交替期の楚である可能性を示したのは、「執珪」のもつこうした歴史性を正しく理解していたからである。始皇帝の統一事業により、旧六国の爵制は廃されて秦の爵制が施行されたが、始皇帝の死後、秦に反旗を翻した陳勝・義帝・項羽らの秦漢交替期の反秦勢力が秦制にかわるものとして採用したのは、旧楚の爵制であつた。漢の劉邦は、項羽を倒し天下を統一して漢王朝を樹立すると、楚制を退けて旧秦の爵制を復活させ、漢の二十等爵制として知られる制度を形作つた。秦漢交替期における以上のような爵制の変動過程については、すでに先学が指摘するところである。⁽⁵³⁾この「朱廬執珪」印を天下平定後の漢王朝のものとする論者は、劉邦が秦漢交替期に執珪爵を採用していたことだけに注目して、その後のこうした展開については十分な注意を払っていない。

譚氏が劉邦による天下平定後という意見をとらなかつたのはこの点においてきわめて正しい。しかし問題として残るのは、現在の江蘇省北部から安徽省の北にかけての地域に成立した秦漢交替期の楚が、なぜ遠く離れた嶺南に「朱廬執判」を封じなければならぬのかという点である。同時代にこの嶺南の地に成立した趙佗の南越との関係も含め、譚氏はこの問題にまつたく言及していない。

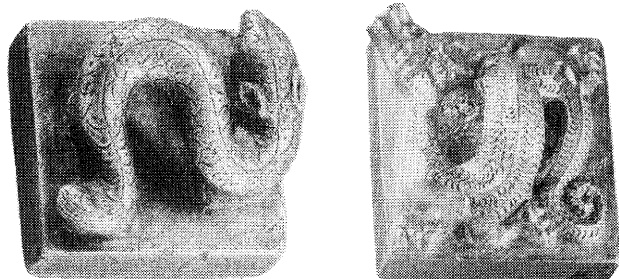
(3) 黄展岳氏の新説

こうした諸研究を受けるかたちで、黄展岳氏はこれを南越が独自に作って「朱廬」の「地方官」に与えた印、もしくは南越域内の「封君」や南越に流されてきた楚の後裔が自ら作った「官印」とする説を提出した。⁽⁵⁴⁾氏はまず一九七五年に広西合浦「函一」の堂排一号墓から出土した「劳邑執判」印「函十一—2」に注目している。印面の大きさが二・三×二・三センチメートル、鈕を含む通高が二・一センチメートルのこの印は、琥珀質で鈕は蛇らしきものごとぐるを巻く「蛇鈕」である。印文についてはもともと地元では「劳新判印」と読まれていたが、⁽⁵⁵⁾「朱廬執判」印の発見によつて「劳邑執判」と読みかえられることになった。黄氏はこの二つの印を同一の脈絡をもつものとして、以下のように論じている。

まず、これまで知られている戦国楚の官印はいずれも楚特有の字形を用いていることから、この二つの執圭印を戦国楚のものとすることはできない。秦およびそれを受け継いだ漢初の可能性も、その時期の印を特徴付ける「田字格」がみられないことから否定され、また執圭が漢制とは相いれないものであることから、その後の時期の可能性も考えられない。秦漢交替期の楚については執圭爵の存在が知られるものの、ほどなくして漢制へと改制されており、また

当時の執圭印も今に残っておらず、また前漢の地方官にも執圭は知られず、南越を含め漢に降った異民族の長にも漢制による官爵印が与えられていることなどから、楚・漢ともに可能性が考えられないとした。これに続いて、文献記事や南越王墓出土の資料にもとづいて、南越でも独自に官印を作っていた事実を強調し、それが田字格を主流とすること、「泰子」や「景巷令」など特有の官名をもち、同じ鈕式でも漢制とはそのつくりが細部で異なることなどを論じ、また南越王墓出土の「泰子」玉印を例として、南越にも田字格をもたない印があったという見方を示した。そして以上の諸点を総合して、この二つの執圭印が南越印である可能性を指摘したのである。

その上で氏は、蛇鈕・「勞邑」「朱廬」・「執判」の三点について以下のように論じている。まず蛇鈕印についてだが、多くの論者が注目した「滇王之印」金印に加え、「彭城丞印」「旃郎厨丞」「白水弋丞」「代馬丞印」の四印を比較例としてあげる。しかし体を半円形に曲げ、頭をもたげた蛇鈕形式をとるこれらよりも、南越王墓出土の「文帝行璽」の「龍鈕」に近似するという点を強調し、漢王朝が漢制にしたがって異民族に印を与えたように、南越王が境域内の異姓の君長や異民族の長に蛇鈕印を与えていた可能性を指摘した。「勞邑」の地望については発見地である合浦付近に、「朱廬」については「漢書」地理志によって海南島ではなく大陸側の漢の合浦郡内とするのが妥当とし、また「執判」については、南越の文化要素一般に楚文化の影響が広く認められる点からすれば、南越の官爵名に楚制を引くものが混ざっていたり、南越に入った楚国の後裔に執圭爵が与えられた可能性を否定できないとした。そしてさらに、南越末期における丞相呂嘉たちによる抵抗から漢との全面対決にいたる一連の過程を示し、そのなかで一部の地方官が楚制によって独自に封爵したり、呂嘉一党が楚制によって身分を定めたという可能性についても触れ、最終的な判断は今後の発見を待ちたいと結んだ。



1 「朱盧執判」銀印

2 「文帝行璽」金印

図12 二つの「蛇鈕」印（縮尺不同）

以上が黄展岳氏によって提出された論点である。

八

(4) 年代と系譜の検証——「蛇鈕」印の型式論

ここで黄展岳氏の説を長く引用したのは、筆者が氏と同じくこの二つの執圭印を南越印と考えるからである。しかし一方で、氏の観点に以下のよう新たな論点をいくつか付け加えることができる。まず黄氏の指摘をふまえ、この二つの執圭印そのものの特徴についてさらに細かく検討してみたい。

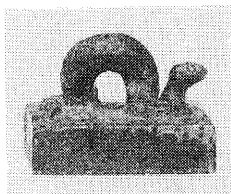
どちらも田字格をもたず、また「印」字を欠いていることから、(前篇)で「胥浦候印」に対して試みた方法は応用できない。そこで鈕の形態と、それを補完する特徴として、鈕の下にある「印台」の厚さに注目したい。

まず「蛇鈕」といわれるその鈕式だが、「朱盧執判」銀印のそれは蛇とも魚ともつかないものである。しかし細部の相違を除くと、黄氏が指摘するように南越王墓出土の「文帝行璽」金印の「龍鈕」とそのつくりはきわめて近い。[図十二]はその二つを似た角度からとらえた写真を並べたものだが、両者の「蛇」が実際にはその向きを反転しただけのほぼ同じつくりをもつことがわかる。それがきわめて特徴的なものであることは、他の蛇鈕

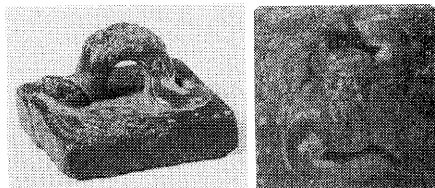
印の鈕式「図十三」と比較すれば明らかである。⁽⁵⁶⁾この点において、やはり「朱廬執判」印と「文帝行璽」印の関係はきわめて密であると考えなければならぬ。

ここではこの点を新たに印台の高さから検証してみたい。一般に秦から前漢にかけての官爵印は、古い時期ほど印面の大きさに対する印台高が相対的に低いという特徴をもつ。⁽⁵⁷⁾まれに例外があるが、大まかな傾向としては妥当である。ここで「朱廬執判」印と「文帝行璽」印についてみると、前者は○・八／一・四（北○・三）、後者は○・六／三・一（北○・二）となり、比較的近い数値を示す。これによっても両者の製作時期がかけ離れているとは考えにくい。⁽⁵⁸⁾漢の武帝による郡県化の前に「朱廬」という地名があつたとしてもおかしくないのは、（前篇）で検討した「胥浦候印」の場合と同じである。「朱廬執判」印は南越印と考えるべきである。

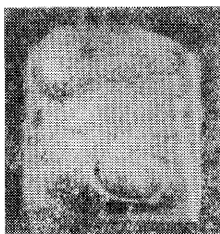
ではこれとしばしば対比される「勞邑執判」琥珀印「図十一—二」はどうだろうか。印文文字の稚拙さが示すように、この印は副葬用に作られた明器印と考えられるが、その前提として模範となる実用印があつたに相違なく、その特徴がある程度そこに写しとられているものと推測される。「図十二—三」はこの「勞邑執判」印の鈕の部分を上からみたものである。印刷がやや不鮮明ではあるが、「図十一—二」にあげた前方からの姿を重ね合わせると、「朱廬執判」印や「文帝行璽」印と同じく体をS字状にくねらせた蛇鈕でありながら、下半身は尾の先端を巻き込むように大きなくぐるを巻いており、小さく巻いただけの前二者とは異なっている。この鈕式について類例を探すと、雲南晋寧石寨山六号墓から出土した「滇王之印」金印「図十三—4」が目につく。この印についてはわが国出土の「漢委奴国王」金印「図十三—5」との比較資料として、これまで多くの研究者が言及してきた。ここで新たに注目したように蛇鈕の形態では嶺南と結び付くが、「印」の字形をみる限り、（前篇）で論じたような南越印の特徴はみられず、漢の武帝



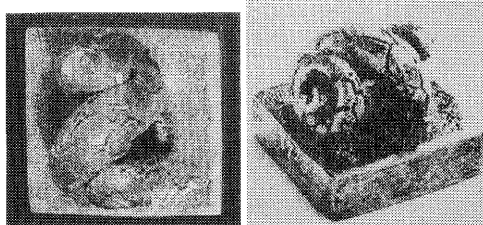
1 「厨郎厨丞」銅印



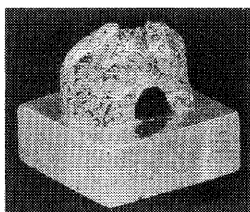
2 「彭城丞印」銅印



3 「勞邑執封」琥珀印



4 「瀆王之印」金印



5 「漢委奴国王」金印



6 「漢豊邑長」銅印



7 「魏蛮夷率善邑長」銅印

図13 蛇鈕印の「系譜」(原寸)

が元封二(前109)年に滇王に与えたと文献に記される漢の「王印」に関わるものとみて間違いない。⁽⁵⁹⁾

この「劳邑執判」印は、南越滅亡後にあたる前漢中後期の墓葬から出土している。この墓は広西の合浦地域では今のところ最も早い時期の「漢墓」であり、これをさかのぼる時期の南越墓はそこでは未発見である。この印が埋められたのは明らかに南越滅亡後と考えられる。时期的に近い「滇王之印」金印と蛇鈕の形態が酷似するのは比較的理解しやすい点である。

両者の印台高を比べてみると、「劳邑執判」印については具体的な数値がなく不明だが、写真による限り、「滇王之印」金印(〇・七／二・四〔卅〇・三〕)と、後漢の建武中元二(五七)年に光武帝から下賜されたものと考えられている「漢委奴国王」金印(〇・九／二・三〔卅〇・四〕)との中間に位置付けることができそうである。これによっても、先に検討した「朱盧執判」銀印よりも遅れる時期のものとも推測される。墓葬と同様、前漢中期から後期にかけて製作されたものと理解されよう。

ここで問題となるのは、南越滅亡後の嶺南地域に楚制である執圭爵をもつ人物がいたこと、またそれが漢から異民族に与えられた「滇王之印」に連なる鈕形をもつことの二点である。

年代・時代背景および印自体の特徴からみれば、この「劳邑執判」印についても「滇王之印」と同様に漢によるものと考えるべきだろう。しかし前述の通り、漢制に執圭爵はありえない。一見したところ矛盾するこの現象を説明するには、熊谷滋三氏が宣帝期の属国制下の北辺を例に論じた、漢朝が辺地の異民族の長に与えた二十等爵制外の爵位「異民族爵」の概念が援用できよう。⁽⁶⁰⁾ 新たに漢の郡県に編入された旧南越地域でも北辺と同じ状況があったと想定するのである。漢の伝統から突然現れる爵称でないことからすれば、在来の伝統として執圭爵が存在したこと、すなわち

南越世界に「楚」爵があつたという点がその前提として再確認されることになる。

以上、鈕式と印台高によつて二つの執圭印の年代付けを試み、南越王権における楚制の存在を推論するに至つた。これに関連する論点として、さらに「蛇鈕」という鈕式の展開について注目してみたい。

蛇鈕については、わが国出土の「漢委奴国王」金印との関連で、これまでも多くの論者によつて様々に論じられてきた。その詳細は高倉洋彰氏による総括を参照いただきたいが、大きく分ければ、蛇鈕をトーテム崇拜や生活様式などの民族・地域的な性質によつて説明しようとする立場と、それらが地域的にまとまりをもつというイメージに疑問をもち、もともとは地域的な偏りがなかつたものが後になつて地域性をもつものへと制度化されたとする立場とがある。⁽⁶³⁾「朱盧執刼」印についての以上の新たな知見をふまえ、ここで蛇鈕印のあり方について改めて検討してみたい。「蛇鈕」は先秦印には知られず、また確実な秦代の印にも例がない。その初現例として注目されることが多かつたのは、「図十三—1・2」に示した「廝郎廚丞」銅印や「彭城丞印」銅印など、田字格と尺取り虫状の蛇鈕をもつ一群の印である。従来これらについては、田字格の特徴などによつて一般に漢代初め頃の印と考えられてきたが〔徵存〕彙考〔ほか〕、これまでに知られる十数点の類例をみると、蛇鈕の形態が細かな点まで著しい一致をみせており、印台の高さにもほとんどばらつきがないことがわかる。比較的短い期間に、特定の主体によつて作られ、配布されたと考えるのが妥当だろう。⁽⁶⁵⁾

これらと南越後期の「文帝行璽」金印の「龍鈕」との関係についてははっきりしたことが分らない。ただ、今日までに数多くの前漢代の墓葬や副葬印が発見されているにもかかわらず、確実な漢の蛇鈕印は「湏王之印」金印など武帝期後半のものを最古とする。上にあげた蛇鈕印を漢初のものとも見て、その間には百年近い「空白の時期」があ

るのである。両者は鈕の形態でも大きく隔たっており、「文帝行璽」金印と二つの執圭印を間に置くことによつてはじめて、「蛇鈕」の系列的な変化をスムーズに理解できるようになる。

こうした資料的な現状による限り、漢初以前に成立した蛇鈕印は南越へと受け継がれ、漢の武帝はそれを滅ぼして漢印の鈕式として新たに取り込み、その後また各地の「蛮夷」へと配布したとみるのが、最も理にかなつた解釈といえそうである。⁽⁶⁶⁾

(5) 「朱廬執判」印の歴史的背景——執圭爵と南越王権の整合性

前節では、「朱廬執判」印が南越印であるという黄展岳民によつて提出された見方をいくつかの独自の観点によつて重ねて論証し、また蛇鈕のもつ歴史的な意義についても議論を試みた。しかし「執判」が楚爵の「執圭」であるとするれば、南越王権には楚制が存在したとみななければならないが、文献にはそうした記述は全くみられない。多くの論者がそれを楚爵の執圭と解釈しながらも、南越と結び付けようとしなかつたのはそのためである。(前篇)でみた南越の印制や官制についての数ある研究においても、これまで指摘されてきたのは内地の秦漢の制との類似であり、それを楚制との関連で解釈しようとしたものはきわめてまれである。

こうした状況を受け、本節では、執圭爵に象徴される楚制が南越王権を取り巻く歴史的環境と矛盾なく整合するものであるか否かという点について、南越成立期にさかのぼり、文献によつて検討してみたい。

南越の成立は秦末における内地の政治的混乱を契機とする。嶺南に余波がおよぶのを恐れた任囂の遺志を継いで、趙佗は南海郡から桂林郡・象郡にかけての地を併せて「南越武王」として自立した。この時期の内地では、陳涉によ

る挙兵を機に項羽や劉邦たちが呼応し、秦の滅亡から楚漢の興亡へと歴史が大きく展開した。陳渉は「張楚」を国号とし、それを継いだ項氏も戦国の楚王の子孫を立てて「懷王」さらには「義帝」とし、それを殺した項羽はまた自ら「西楚霸王」と号したように、この一連の政治史的な展開において、「楚」に連なるものが反秦イデオロギーの中心核であった。

この時期の爵制が楚制を基調とし、漢王劉邦による天下平定後に秦制にもとづく爵制へと再転換し、漢の二十等爵制が整備されたことは、すでに先学が注目し、詳細に論じているところである。⁽⁶⁷⁾近年発見され注目を集めている江陵張家山漢簡の《奏讞書》は、漢初の時期に旧楚爵と漢爵との対応が問題となりうる状況があったことを示す、きわめて重要な同時代史料でもある。⁽⁶⁸⁾

この時期、戦国の楚制につながる執圭爵が存在したことは文献からも確認される。⁽⁶⁹⁾当時の封爵印の実物については確実な資料を認定しにくいのが、韓信が項羽の性格を漢王の劉邦に述べた言葉のなかに「項王…至使人有功当封爵者、印剗敝、忍不能予」(『史記』卷九二・淮陰侯列伝)という記述があつて、当時の楚における封爵印の存在をうかがい知ることができる。

後述するように、この時期のこうした政治史的動向は、南越のすぐ北の地域にまでおよんでおり、成立期の南越にとつて同時代史的なあり方をみせていたと考えられる。楚爵である執圭が南越にあつたとするのは、少なくとも空間・時間的な条件からは説明可能なものである。しかし印や爵称の制度面としての性格を考える時、こうした時空間的な条件に加え、政治史的な文脈において説明することが必要である。以下、それを検証してみたい。

1、漢初の内地における楚制

まず第一に、戦国時代の楚に由来するさまざまな制度的な理念は、秦漢交替期にとどまらず、漢初の内地においても生き続けていたと考えられる。

すでに指摘されているように、秦漢交替期には官名もまた楚制によつていた。⁽⁷⁰⁾先に戦国期の執圭爵について示したように、執圭爵は「柱国」の官と結び付く傾向をもち、その柱国とは戦国時代の楚で令尹に次ぐ高位の官であった。⁽⁷¹⁾その官名は秦代には存在しなかったが、陳渉の張楚で再生し、義帝の楚、項羽の西楚へと受け継がれている。⁽⁷²⁾そうした楚の系統を引く官名は、爵称と同様、漢による天下平定後にはみられなくなると考えがちである。しかし文献には漢代の初めにおいてもその痕跡を示す例がある。

現在の湖南省を中心とする範囲を封域とした長沙国は、高祖五年の詔によつて呉芮が封じられた諸侯王国だが、「義陵（侯）：以長沙柱国、侯、千五百戸。」⁽⁷³⁾高祖九〔前一九八〕年九月丙子、侯呉程元年」⁽⁷⁴⁾『史記』卷十八・高祖功臣侯者年表」とあるように、高祖九年以前においてなおも柱国の官が存在していたことが知られる。

また「〔高祖十一年〕黥布反、…〔灌嬰〕又進擊破〔黥〕布上柱国軍及大司馬軍。…〔灌〕嬰身生得左司馬一人、…凡從得二千石二人、…得將軍二人、柱国・相国各一人」⁽⁷⁵⁾『史記』卷九五・灌嬰列伝」とあるように、現在の安徽省南部から江西省にかけてを封域とした英（黥）布の淮南王国においても、少なくとも漢朝に対し反旗を翻した際には、柱国の官が存在していたことが確認される。

このように、楚に連なるさまざまな理念は、漢初の内地においても生き続けていたと考えられるのである。⁽⁷⁶⁾

2、長沙・淮南王国の歴史的位相

ではその長沙・淮南王国とは一体どのような国だったのか、ここで文献によって大まかな整理を試みておきたい。
まず長沙王国についてだが、

呉芮、秦時番陽令也、甚得江湖間民心、号曰番君。天下之初叛秦也、黥布帰芮、芮妻之、因率越人拳兵以応諸侯。沛公攻南陽、乃遇芮之將梅鋗、與偕攻析・酈、降之。及項羽相王、以芮率百越佐諸侯、從入関、故立芮為衡山王、都邾。其將梅鋗功多、封十万户、為列侯。項籍死、上以鋗有功、從入武関、故德芮、從為長沙王、都臨湘、一年薨、諡曰文王、子成王臣嗣。(『漢書』卷三四・呉芮伝)

〔高帝〕五年：詔曰「故衡山王呉芮與子二人、兄子一人、從百粵之兵、以佐諸侯、誅暴秦、有大功、諸侯立以為王。項羽侵奪之地、謂之番君。其以長沙・豫章・象郡・桂林・南海立番君芮為長沙王。」(『漢書』卷一・高帝紀)
項羽自立為西楚霸王、：懷王柱国共敖為臨江王、都江陵。番君呉芮為衡山王、都邾。：封梅鋗十万户。：〔高祖〕五年：皇帝：徙衡山王呉芮為長沙王、都臨湘。番君之將梅鋗有功、從入武関、故德番君。(『史記』卷八・高祖本紀、『史記』卷七・項羽本紀でもほぼ同内容)

とあつて、漢の長沙国王として知られる呉芮は、もとは当時のフロンティアにほど近い現在の江西省波陽県〔図一〕付近にあたる秦の番陽県の県令で、英布や梅鋗を配下にするこゝによって地元で勢力を拡大し、反秦戦争に際しては「百越」を率いて呼応し、有力諸侯としての地位を築き上げたことが知られる。

呉芮が最初に封ぜられた衡山王国は、現在の湖北省黄冈市付近にあたる邾を都とし、湖北東部から安徽西部にかけての範囲を封域とする。楚漢の興亡のなかで項羽によって一度その地を奪われるが、天下平定後、漢の高祖によって

新たに長沙王に封ぜられた。この当時、長沙王国の領域は、現在の湖南省の大半に江西・広東の一部を加えた、きわめて広大なものであったと考えられている。

一方、淮南王英布については、

黥布者、六人也、姓英氏。…江中為群盜。陳勝之起也、布遮見番君、與其衆叛秦、聚兵數千人。番君以其女妻之。…項王封諸將、立布為九江王、都六。…漢五年、…項籍死、…〔黥〕布遂剖符為淮南王、都六、九江・廬江・衡山・豫章郡皆屬布。…〔高祖〕十一年…〔黥布〕發兵反。…上怒罵之、遂大戰。布軍敗走、渡淮、數止戰、不利、與百余人走江南。布故與番君婚、以故長沙哀王使人給布、偽與亡、誘走越、故信而隨至番陽。番陽人殺布茲鄉民田舎、遂滅黥布。〔史記〕卷九一・黥布列伝)

とあるように、もとは江淮地域の「群盜」で、反秦戦争の過程で呉芮と姻戚関係を結んで一大勢力をなし、ついには項羽によつて九江王に封ぜられ、現在の安徽省六安市「固始」付近にあたる故郷の六を都に、安徽の中南部から江西のほぼ全域にかけてを領有した。漢による天下平定後に封じられた淮南王国もまた、都と封域をほぼ同じくするものであり、西南部では呉芮の長沙王国と境界を接していた。

この二つの勢力について注目されるのは、

項羽出関、使人徙義帝、…乃使使徙義帝長沙郴県、趣義帝行、群臣稍倍叛之、乃陰令衡山王・臨江王擊之、殺義帝江南。〔史記〕卷八・高祖本紀、〔史記〕卷七・項羽本紀にもほぼ同文)

漢元年四月、諸侯皆罷戲下、各就国。項氏立懷王為義帝、徙都長沙、酒陰令九江王布等行擊之。其八月、布使將擊義帝、追殺之郴県。〔史記〕卷九一・黥布列伝)

とあつて、ともに楚の義帝殺害に関与しているという点である。楚を旗印に懷王を立てて秦を滅ぼし、「鴻門の会」をへて楚の都、彭城（現在の徐州「図一」）に凱旋した項羽は、懷王を奉つて義帝と尊称し、一方で配下の諸將を大陸各地に封じ、自ら「西楚霸王」と号するようになる。そうしたなかで、義帝は彭城から江南へと追いやられて殺された。その当事者とされた衡山王とは、すでにみた後の長沙王呉芮のことであり、臨江王とは懷王の柱国であつた共敖、九江王布とは英布を指している。共敖の臨江王国は現在の湖北省の大半と湖南方面を封域としたもので、都を江陵「図一」に置く。内容にいくらか出入りがあるが、華中から華南にかけてを封域としたこれらの諸王国が、ともに義帝殺害に関与した存在として記録されている点に注目したい。

上記引用文によれば、義帝は楚の都を「長沙（郴県）」に置いた、あるいは置けるものと期待していたと理解される。文中にみえる郴県とは現在の湖南省南端の郴州市「図一」付近にあたる地で、今日まで江南と嶺南を結ぶ交通の要衝として知られている。当時それが「長沙」の属県であつたことがこれによって明らかとなる。

この湖南一带については、高祖五年の長沙国成立以前の大部分の時期において、江陵を中心地とする行政区が管轄していたと考えられる。前二七八年、秦の將軍白起による攻略後、楚の拠点であつた現在の湖北省一带に置かれたのが秦の「南郡」である。それが少なくとも秦代初期においてはさらに南の湖南方面までを統括していたことは、江陵張家山漢墓から発見された《秦讞書》のなかに、秦始皇二七（前二二〇）年から翌年まで続いた審理の記録として、攸県（現在の湖南攸県付近）県令の案件がみえることによつて推察される。⁽⁷⁶⁾すでにみたように、続く秦漢交替期にはこの南郡は廃されて臨江王国が置かれているが、高祖五年にはその臨江王国も再び廃されて南郡が復活し（『漢書』卷三五・荆王劉賈伝）、その南には呉芮を封じて長沙王国が置かれている（『史記』卷十六・秦楚之際月表）。

以上を総合すると、今日の湖南方面は、戦国楚↓秦の南郡（長沙郡？）↓義帝長沙（国？）↓共姓臨江王国↓呉姓長沙王国へと歴史的な展開をとげていることが明らかとなる。趙佗はこうした時代的状况のすぐ南において、南越王権を成立させたことになるのである。

3、百越の時代

すでにみたように、長沙王の呉芮は初め「百越」を率いて功をあげた番君であった。一方の英布は、それと姻戚關係を結ぶ存在であったが、漢初に反乱の兵をあげ、敗れた際には、長沙王に頼って「越」への敗走を試みている。

さらに南越に並ぶ位置にある現在の福建方面をみると、

閩越王無諸及越東海王搖者、…及諸侯畔秦、無諸・搖率越婦鄱陽令呉芮、所謂鄱君者也、從諸侯滅秦。當是之時、項籍主命、弗王、以故不附楚。漢擊項籍、無諸・搖率越人佐漢。漢五年、復立無諸為閩越王、王閩中故地、都東冶。孝惠三（前一九二）年、挙高帝時越功、曰閩君搖功多、其民便附、乃立搖為東海王、都東甌、世俗号為東甌王。（『史記』卷一一四・東越列伝、『漢書』卷九五・兩粵伝にもほぼ同文）

〔高帝〕五年：又曰「故粵王亡諸世奉粵祀、秦侵奪其地、使其社稷不得血食。諸侯伐秦、亡諸身帥閩中兵以佐滅秦、項羽廢而弗立。今以為閩粵王、王閩中地、勿使失職。」（『漢書』卷一・高帝紀）

とあって、秦に対する戦争の際、呉芮が率いた百越勢力の一翼を担っていただけでなく、楚漢の抗争にあつては項羽を敵に回して漢に味方し、劉邦から大いに功績が認められたことが知られる。

以上の諸点を総合すると、この秦末から漢初にかけての時期、中国大陸東南部の閩越―九江（淮南）―衡山―長沙

ラインには、百越勢力そのものやそれを取り込んだ勢力が同時代的な内地の政治変動を左右した「百越の時代」ともいうべき状況があったと考えられる。南越の占めた位置については、こうした大きな同時代史のなかで理解する必要がある。

4、漢初における楚制の意味

ではこうした時代にあつて、その中核的な存在であつた漢初の長沙・淮南王国になぜ楚を志向するものが遅くまでみられたのだろうか。この点について以下で検討してみたい。

まず注目されるのは、秦漢交替期の「越」に「連敖」の官が存在したことを示す次の記述である。

煮棗〔侯〕：以越連敖從起豊、別以郎將入漢、擊諸侯、以都尉、侯、九百戶。〔高祖〕十二〔前一九五〕年六月壬辰、靖侯赤元年。〔史記〕卷十八・高祖功臣侯者年表⁽¹⁷⁾

ここにみえる「連敖」とは、戦国楚と秦漢交替期の楚にみられる特有の官名である。多くの先行研究が明らかにしているように、漢初の諸侯王国では独自の人事権をもって自国内の官制が組み立てられていた。⁽¹⁸⁾「越」における連敖の官の存在は、それに先立つ秦漢交替期においても、反秦の各勢力は楚の伝統を基調としながら独自の官制をとっていたことを示している。

戦国後期に越は楚によつてその故地を奪われ、また一方で反秦戦争のなかでは百越は楚に荷担した。そうした過程において、連敖の官にみられるような楚の制度的理念がかえつて「越」的な世界にも受容されたと考えられる。漢初の長沙・淮南王国における柱国の官の存在、さらに南越における執圭の爵の存在は、こうした流れにおいて理解すべ

きものである。

ではそれが意味したものは一体何だったのだろうか。ここでその手掛かりとして注目したいのは、

〔高祖〕十一年…〔黥布〕発兵反。…上…望布軍置陳如項籍軍、上惡之。與布相望見、遙謂布曰「何苦而反？」

布曰「欲為帝耳。」上怒罵之、遂大戰。〔史記〕卷九一・黥布列伝

とあるように、英布の反乱にあたり劉邦の怒りを招いたのが、かつての項羽軍にならった英布軍の布陣形式だったという点である。これはその後が続く英布の「帝」を意識した発言と重ね合わせて考える必要がある。

英布についてもう一つ注目されるのは、

漢元年…正月、項羽自立為西楚霸王、…当陽君黥布為九江王、都六。…〔漢〕四年…漢王敗固陵、乃使使者召

大司馬周殷拳九江兵而迎（之）武王、行屠城父、隨（何）劉賈・齊梁諸侯皆大会垓下。立武王布為淮南王。五年、

高祖與諸侯兵共擊楚軍、與項羽決勝垓下。〔史記〕卷八・高祖本紀

漢五年、漢王追項籍至固陵、使劉賈南渡淮圍壽春。還至、使人間招楚大司馬周殷。周殷反楚、佐劉賈拳九江、

迎武王黥布兵、皆会垓下、共擊項籍。〔史記〕卷五一・荆燕世家⁽⁷⁹⁾

とあるように、英布が「武王」という「生号」を号していたと考えられる点である。生号とは君主の生前の称号のこ

とで、栗原朋信氏が着目し、近年平勢隆郎氏によって帝号とならび積極的に再評価されているように、西周代にまで

さかのぼる古い習俗で、戦国の楚を通じて、秦漢交替期の楚や前漢前半期の南越・東越にまで受け継がれていたと考

えられるものである。⁽⁸¹⁾ここでの以上の整理を新たに重ねると、少なくとも生号・称帝という点については、この英布

についてもあてはまる可能性がある。

このように理解するなら、先に指摘した劉邦の怒りの矛先が英布がかつての項羽の布陣をとっていた点にあったということが、問題の所在を示しているように思われてくる。すなわち英布は漢に背くにあたり、劉邦が滅ぼした項羽の布陣にならない、楚の懷王すなわち義帝と同じく生号を号し、さらには漢皇帝に対しては「帝」を指す志を明らかにしているのである。そこには、かつて「反秦」戦争の過程で「楚」が担ったのと同じもの、すなわち「反漢」イデオロギーにおけるそれらの象徴的な意味合いを読み取ることができらるだろう。南越の執圭印についても、こうした解釈が成り立つ可能性がある。

(6) 小結

以上、本章ではまず印そのものから南越王権に楚制が存在したことについて論じ、次いで文献にその状況証拠を求めようと試みた。そのなかで筆者が明らかにしたのは、(一)秦漢交替期に加え、漢初においても江南の諸侯王国の一部で楚制が生き続けていたこと、(二)そのようなものを温存したとみられる諸勢力は、いずれも秦漢交替期に百越世界にあって地位を獲得し、秦楚・楚漢の興亡のなかで政局を左右する役割を果たしていること、(三)またそうした政治的展開のなかで「楚」に連なるものが百越世界に広く受容され、さらにそれが「反秦」あるいは「反漢」イデオロギーという政治的思惑のなかで象徴とされたと推測されることの三点である。

従来「朱廬執刳」印の解釈をめぐる専ら注目されてきたのは戦国楚との関連であった。前述の黄展岳氏の新説も同様である。しかし、小論における以上のような整理をふまえるならば、この印の解釈において、秦漢交替期の一連の楚王権をめぐる政治的動向が、何にもまして重要な意味をもつことがきわめて明確となる。このように理解す

るなら、執圭爵のような楚制が南越王権にあつたとすることは、南越を取り巻く同時代史的状况において大変理にかなつていふと考えられる。そしてこの場合、南越王権における楚制は、漢に対抗するイデオロギーの一環として、建國当初に主体的に取り込まれたものと理解される。こうした推測はまた、南越が滅亡までの長きにわたり、漢の執拗な圧迫を受け続けた点を整合的に説明することになるのである。

次章では再び南越王墓に戻り、王墓から実際に出土した遺物を通じ、南越王権における楚制の有無について、改めて検討してみることにしたい。

五、鼎からみた南越の「伝統」

(一) はじめに

前章では「朱廬執刼」印の検討を通じ、南越王権における楚制の存在を明らかにし、またその状況証拠としていくつかの文献記事を整理し、論証のための手掛かりとした。本章では、それをもう一度別の角度から検証するために、南越王墓における青銅製の鼎（銅鼎）のあり方に注目してみたい。

鼎とは、一般に三本の足をもつ調理容器、とりわけ儀礼に際しての烹煮用容器のことを指す。「鼎の軽重を問う」の故事に象徴されるように、古代中国の鼎とりわけ銅鼎は、そうした実用性以上に権力と強く結び付いた象徴的な意味合いをもつていた。「九鼎」など先秦の制度とされるものが後になって理想化された虚構にすぎないことは、実際に出土する副葬品からみれば明らかだが、他の品物以上に構成や位置を考慮して墓に埋められる傾向をもつのもまた事実

である。⁽⁸²⁾ 中国の青銅器文化を彩る品目の一つとして、青銅器の出現期から長いあいだ途絶えることなく伝統として製作され続けたのは、鼎がもつそうした象徴性によるものであり、長い時間のなかで系統を異にするさまざまな型式の鼎が各地で作られ、政治史的動向と結び付きながら消長を繰り返していった。

前漢時代の南越王墓もまたその例外ではなく、墓の内部には数多くの銅鼎が副葬されていた。それらを形態面の特徴に注目して整理するといくつかのグループ（型式）に分類することができる。さらにその組み合わせに注目すると、それがまた決して単純でないあり方をみせていることに気付くのである。

南越王墓出土のこれらの鼎については個別の型式ごとに議論されることはあっても、その組み合わせや墓の内部における配置の問題が注目されることは、これまで全くなかった。本章では、まず各型式の鼎がもつ文化的な背景について検討した上で、南越王墓にみられるその組み合わせと配置を整理し、それを総合的に解釈することによって、この南越王墓に反映された「伝統」の性質とその意味を読み取りたい。

(2) 鼎の型式分類と分布状況の確認

まず最初に、南越成立前の戦国時代から南越の展開した前漢前半期にかけて、嶺南を含む中国大陸の東南部で一体どのような鼎が作られていたかについて検討する。

複数の国が相並び立つ戦国時代にあっても、すべての国に特有の青銅器文化が存在したというわけではない。国ごとというよりもむしろ地理的に近く歴史的な関係の密な国々のまとまりとして、いくつかの青銅器様式が確認される。かつて陳夢家氏が、戦国時代を含む東周時代の青銅器を、銘文の内容、文字の書体、さらに形態・紋様の特徴によつ

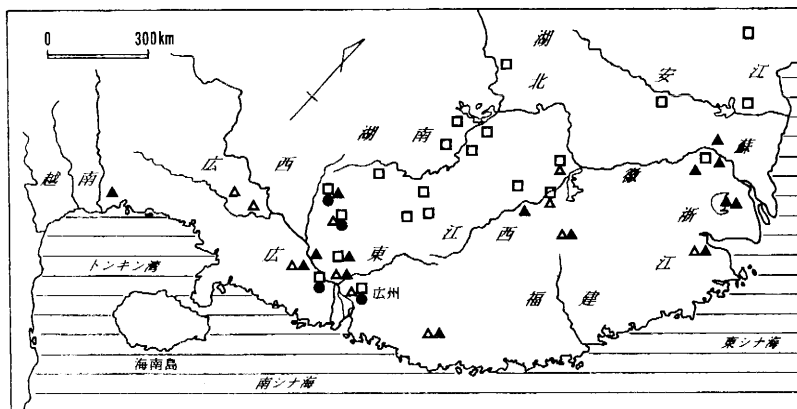
て中国内地を東土・西土・南土・北土・中土の大地域に分けて系統的な説明を試みたのは、こうした理解にもとづくものである。ここで検討の対象となるのは、陳氏の分類でいう南土系の青銅器群である。⁽⁸³⁾

筆者はこの時期の中国東南部の銅鼎を以下のように分類できると考える。各型式の鼎の典型を「図十四下」に図示し、分布状況については「図十四上」の地図にまとめた。⁽⁸⁴⁾ 分布図では、資料の絶対数の少ない「呉系」鼎と「越系」鼎についてのみ、青銅製品を忠実に模倣して作られた灰釉陶器を一括して示してある。

まず第一にあげるべき型式は「秦漢式鼎」である。「図十四―1」。後述する各型式とは対照的に脚部がきわめて短い。陳夢家氏の区分でいえば中土系、歴史的名称でいえば韓・魏・趙の三大国すなわち三晋地域の伝統のなかで形作られた型式であり、後に秦に受容され、その拡張につれて各地に新たな伝統として移植されていった。⁽⁸⁵⁾ 漢がそれを受け継いだことにより、今日その型式の鼎は朝鮮半島からベトナムにかけてのきわめて広い範囲で出土する。

第二は「楚式鼎」である。「図十四―2」。実心で断面丸形の長い脚部と、器壁外側にL字状につく「附耳」と呼ばれる耳を特徴とする。⁽⁸⁶⁾ 春秋から戦国時代にかけて楚の領域で形作られ、その周辺にも広く受容されたが、楚が秦に吸収された後には前述の秦漢式鼎にとつかわられ、旧楚地域では漢王朝の成立以前に早くも姿を消している。

出土例が多いため、他の型式の分布がとらえにくくなることを避け、分布図としては示さない。湖北を中心とする旧楚地域に広く分布していると大まかに理解していただければ十分だろう。嶺南地方ではこの時期の楚式鼎の報告例がきわめて少ない。広州市の南越王墓と西村石頭崗一号墓でそれぞれ一点出土しているのを除くと、他には漢の「蒼梧郡」の郡治の所在地で、長江水系と珠江水系をつなぐ運河である「靈渠」に向かう交通の要衝でもあった広西梧州付近で一点出土しているのみである。⁽⁸⁷⁾ 青銅製の楚式鼎の出土地が、南越王都「番禺」の廣州とそれに比すことのでき



- ▲ 「呉系」鼎 (灰釉陶器を含む) □ 楚系鼎
- △ 「越系」鼎 (灰釉陶器を含む) ● 南越式鼎

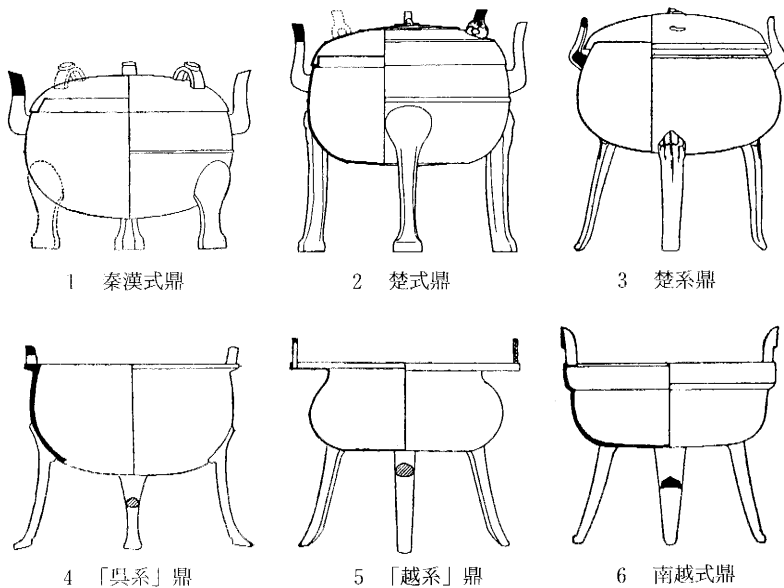


図14 各型式の鼎とその分布 (縮尺不同)

る梧州以外にはみられず、一方でそれを模倣した陶鼎が南越期の副葬土器を構成しているという点は、嶺南地方におけるこの楚式鼎の特殊な位置を暗示するものである。

第三に設定されるのは「楚系鼎」である〔図十四―3〕。この型式の鼎は戦国前期から中期頃にかけて、楚の南部とその外側にあたる今の湖南方面で、前掲の楚式鼎が在地の文化集団に受容される過程で形作られたものと考えられる。耳の形態は楚式鼎と同じ「附耳」だが、脚部は断面板状で、下にいくほど大きく外反する。

戦国前中期では湖南方面に類例が多いが、戦国後半期には淮河下流域から長江下流域にかけての呉越の故地にもみられるようになる〔図十四上〕。その形成過程に加え、楚文化の南漸や東漸と軌を一にしている展開のあり方からすれば、⁽⁸⁸⁾この型式の鼎は楚式鼎に対置する意味において楚系鼎と呼ぶのがふさわしい。この楚系鼎は南越王墓を含め嶺南地域からもある程度出土しているが、そのなかに確実に秦ないし南越の成立前にさかのぼる例は認められない。⁽⁸⁹⁾南越成立前後に旧楚地域から受容した型式とみるのが妥当であり、先秦時代からそのまま残存したものとは考えにくい。⁽⁹⁰⁾第四は「呉系鼎」である〔図十四―4〕。呉は春秋中期に突如として歴史の表舞台に登場し、現在の江蘇省蘇州市〔図一〕付近を拠点として長江下流域に勢力を拡大した。春秋後期の呉王夫差は諸侯に君臨する覇者となり、また越との激しい抗争は後に「呉越同舟」「臥薪嘗胆」の故事を形作った。この地に最初に現れる青銅器は殷の系統を引くものであり、それが西周前中期頃に西周系の伝統へと転換し、それが春秋時代にまで温存され、⁽⁹¹⁾呉が勃興する春秋中期頃を境に伝統の革新がおきて、「楚系」の色彩の強いものと再び大きく様相を変えたと理解することができる。

ここで呉系鼎としたのは、口縁上に直立する実心・板状で長方形の「立耳」と、張り出しのほとんどない直立する腹壁、さらに下に向かって外反するきしゃやかな脚を特徴とする無紋の鼎のことをいう。系統論的には西周系青銅器に

あつた立耳の鼎が在地化されたものという説明が可能である。この呉系鼎は春秋後期頃に長江下流域に出現し、呉の故地である蘇州とその周辺では戦国期までその存在が確認される。戦国後半期には嶺南方面にも例を認めるようになるが、実はこの嶺南とその北側の湖南南部にも、春秋以前に長江下流域と同様な西周系青銅器の伝統があり、本章で呉系鼎と呼ぶものの祖型となる立耳の鼎が確認される。⁽⁹²⁾ これら両地域にみられる近似性が単なる類似現象として片付けられないのは、片方の地域に特有な青銅器が相互の地で発見されていることから明らかである。⁽⁹³⁾ とはいえ、定形化したものとしてみれば、現状では長江下流域に最も古い例が認められる。ここではその出現のあり方と初期における地域的なまとまりを重視し、「呉系」鼎と仮称しておくことにしたい。

第五は「越系鼎」である「図十四―5」。脚部の特徴は楚系鼎・「呉系」鼎と一致するが、器壁は上の方で内側にすぼまって、その上の口縁部は盤状の張り出し部を形作る。また耳の細部をよくみるとその多くは紐を螺旋形に巻き上げたようなつくりをしていて、盤状の口縁部の上あるいはその外側に貼りついている。

この型式の成立過程については「呉系」鼎以上に不明な点が多い。ここでは越系鼎と名付けたが、越の政治的拠点であつた浙江方面では、今のところ灰釉陶器としてしかこの型式はみられず、楚系鼎と楚式鼎の関係とは異なり、政治上上の「越」と結び付ける材料にとぼしい。しかしその分布域は江西から嶺南地方にかけて広がり、歴史上の「百越」の範囲とほぼ一致する。ここではそうした広義の「越」の意味によって、これを「越系」鼎と仮称しておくことにしたい。

最後にあげる型式は「南越式鼎」である「図十四―6」。これまでこの型式は前掲の「越系」鼎と同類として扱われることが多かった。しかしその形態をよくみると、確かに盤状の口縁部は「越系」鼎に類似するが、直立する腹壁と

実心・板状で長方形の「立耳」は「呉系」鼎につながる特徴と考えられる。またこの型式の鼎はこれまで「呉系」鼎とは相伴しておらず、年代的な観点からすれば、この型式の出現とともに「呉系」鼎が姿を消しているようにみえる。そしてまたこの型式の鼎は基本的にこれまで嶺南地方だけで発見されており、南越成立よりも前の時期にさかのぼる確実な例は一つもない。こうした点を総合すると、「呉系」鼎の伝統に浙江方面から江西をへて嶺南にのびる「越系」鼎の伝統を取り込んで、南越が主体的に形作った独自の型式と考えるのが妥当である。これを新たに「南越式鼎」と呼ぶことを提唱したい。

以上のように整理した六つの型式のなかで、楚系鼎・「呉系」鼎・「越系」鼎・南越式鼎の四つは、従来の研究において、いわゆる「越式鼎」という名で概括されていた青銅器群である。⁽⁹⁴⁾本節での以上の議論は、先行研究における「越式鼎」の概念を解体・再構成し、新たに年代観の調整を試みた上で、分布状況とその変化から各型式の背後にある歴史的な意味を読み取り、それを各型式の名称として反映させたものである。

(3) 各型式の相伴関係

ここでさらに検討しておきたいのは、これら各型式の鼎が嶺南その他の各地において一体どのような組み合わせで用いられていたのかという点である。墓葬など一つの遺構内での相伴関係が明らかなものについて、以下で出土状況を概観してみることしたい。

江蘇方面の戦国後半期の状況は江蘇淮陰高莊墓にみてとることができ、大型の木槨墓であるこの墓からは、小型の楚式鼎計五点と、大型・中型の楚系鼎各三点の計六点がセットとして出土した。⁽⁹⁵⁾そこでの重心は新たにこの地に受

容された「楚系」の部分にあると考えてよいだろう。これは旧呉越地域への楚文化の波及を背景にしたものといえる。越が楚によって江南の地を失った後の戦国末期と推測される江蘇武進孟河墓では、典型的な「楚式」の青銅器がセットをなして副葬されており、⁽⁹⁶⁾かつて呉越の展開した地域には「楚系」が卓越する流れと「楚式」の伝統とが前後して認められることがわかる。

戦国から漢代にかけての湖南方面では、政治史的な変動とともにその主要な型式が楚式鼎から秦漢式鼎と転換するが、各時期でそれらと併存するのは楚系鼎のみである。そして現在までの報告例では、前者いずれかと楚系鼎が一つの墓葬にセットとして副葬されていた例は確認できない。

一方、江西瑞昌六合村では戦国中後期頃と推測されるほぼ同大の「越系」鼎と楚系鼎が共伴し、南越滅亡前後と推定される南昌永河一号墓でも大型の「越系」鼎一点と中小型の楚系鼎二点がセットをなして出土しており、⁽⁹⁷⁾江西方面では「越系」と「楚系」とが長期的に安定した併存関係にあったことがうかがえる。

これに対し嶺南地方では、戦国から漢代にかけての各時期においてほとんどすべての型式の鼎が併存していたとみられ、状況はきわめて複雑である。しかし興味深いことに、比較的大型の墓葬で複数の銅鼎を副葬または埋納している例についてみると、江西方面と同じく、特定の型式だけが認められる例はなく、かならず二つ以上の型式をセットとしている。そして、戦国時代の墓葬では、「越系」鼎が最大か、「越系」鼎と「呉系」鼎がほぼ同大という組み合わせを例外なくもっており、楚系鼎が最大というあり方は、南越成立前後の広東肇慶北嶺松山墓にまで下らないと認められない。先秦時代のこの地の伝統が、「越系」と「呉系」を二本の柱としていたことがわかる。⁽⁹⁸⁾

(4) 南越王墓における銅鼎の副葬状況

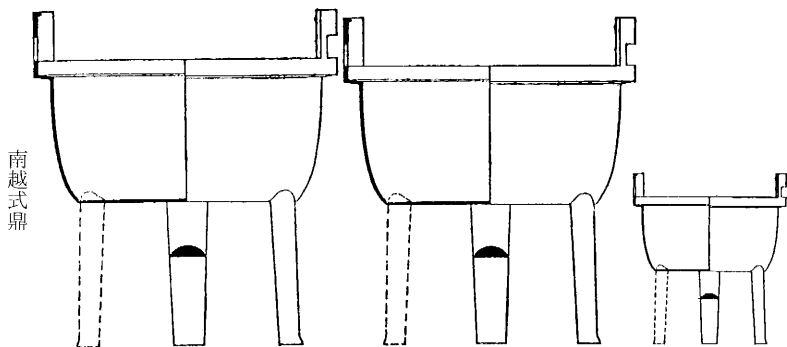
以上の整理をふまえて、本章の主題である南越王墓の銅鼎について検討してみたい。

南越王墓では合計三六点の銅鼎が、後藏室〔図十五〕と西耳室〔図十六〕に分かれて副葬されていた（墓室の配置については〔図十七〕を参照）。上記分類にもとづいた内容構成は以下の通りである。

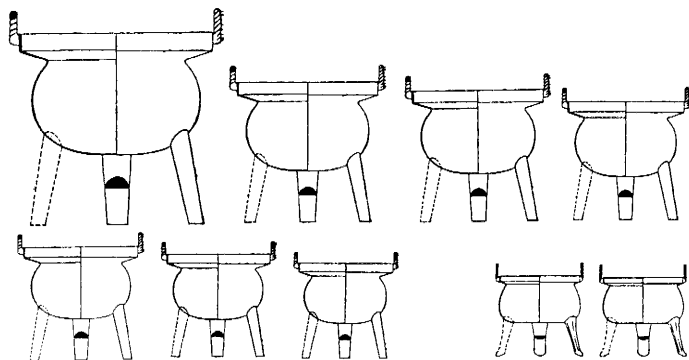
- ・後藏室：南越式鼎3、「越系」鼎9、楚系鼎3、秦漢式鼎4〔図十五〕
- ・西耳室：楚式鼎1、楚系鼎2、秦漢式鼎14〔図十六〕

縮尺を合わせ、模式図として示した図面にみるように、この二つの墓室に副葬された鼎の型式と組み合わせは、見る者に大きくかけ離れた印象を与える。ここでは数量だけでなく大きさという要素が無視できない。この点からすれば、後藏室に反映されているのは「越系」および「呉系」の流れを引く、実用品としての性格の強い「南越式」の伝統であって、「楚式」はなく、「楚系」がそれに従属した現れ方をするのみである。これに対し、西耳室ではそうした「呉越」的なものが排除されて、「楚式」を中心に「楚系」を配した「楚」につながる伝統が、純粋な副葬品として前面に押し出されている。同じ墓葬のなかで二つの墓室では性質の異なる二つの伝統が別々に表現されているのである。この点はそれぞれの墓室でそれらと共伴した他の遺物からも裏付けられる。

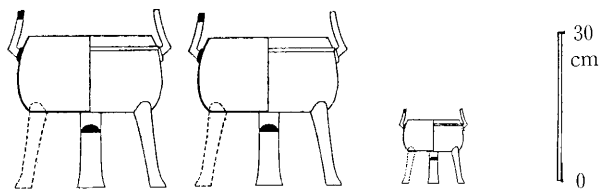
まず後藏室で目につくのは通高四二・八センチメートルもの大きさの「銅鐸」(G86)である。⁹⁹⁾その表面には、戦国時代の東南中国から出土する青銅製武器・工具・楽器類にしばしばみられる「王」字形の符号が確認される。共伴した鼎と同じ伝統を背負う器物といえることができよう。この後藏室からの出土品には蒜頭壺(G86)のように典型秦漢式の器物も一部含まれている。しかし「楚」につながるものはまったく見出だすことはできない。



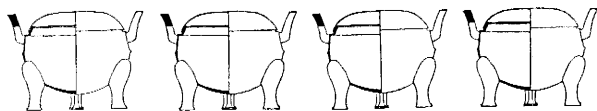
南越式鼎



「越系」鼎



楚系鼎



秦漢式鼎

図15 南越王墓後藏室出土の鼎（縮尺同一）

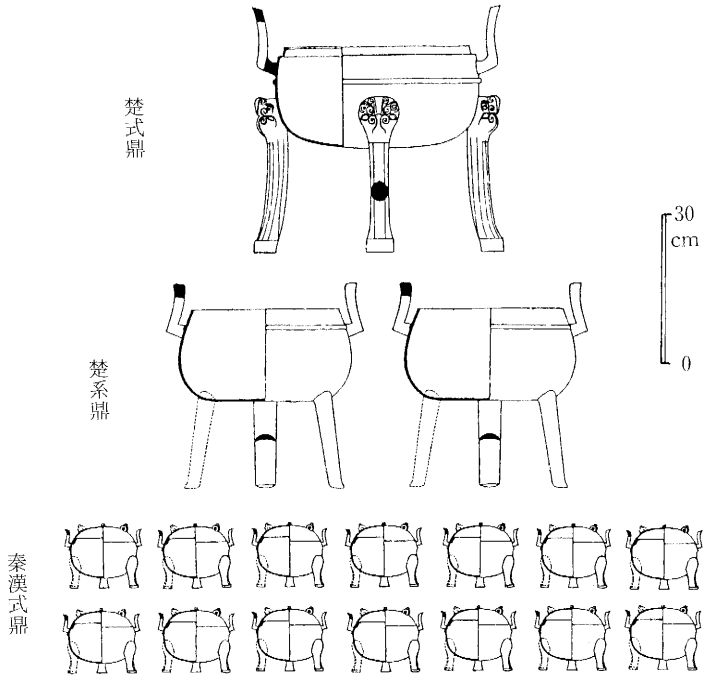


図16 南越王墓西耳室出土の鼎（縮尺同一）

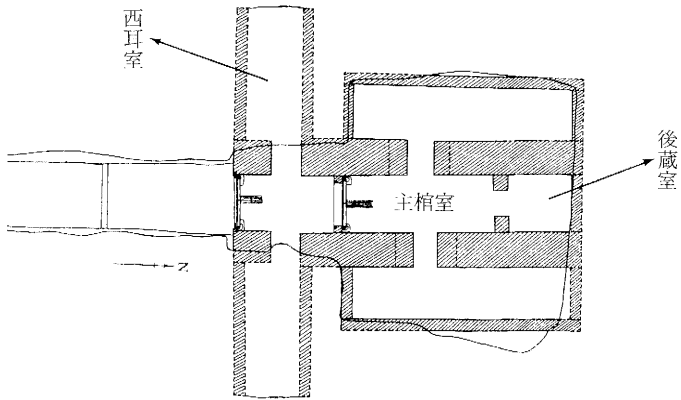


図17 南越王墓墓室の構造

一方の西耳室は器物庫として多種多様な品が集積されている。なかでも戦国中後期の楚で作られた後に伝世されたと考えられる「銅虎節」(C204)の存在には特に注目が必要である。^(脚)このほかにも、戦国楚の彩画鏡の伝統を引くと考えられる大型鏡(C145・F3)や、類品が江蘇北部と山東方面だけでしか出土していない「帶托鏡」(C231)など、戦国から秦漢交替期にかけての楚の故地を指向する遺物が目立つ。^(脚)また嶺南からベトナム方面に結び付く伝統を象徴する銅提筒(Trap)についても、これ以外の墓室には地方色が濃厚な典型的提筒ばかりが副葬されているのに対し、この西耳室にはわずか一例、しかも位置付けの困難な異型品(C61)がみられるにすぎない。

この西耳室から出土した楚式鼎は南越王墓唯一の楚式鼎である。その形態をみると、器身は浅いうえに足は非常に細長く、楚の根拠地であった湖北地域が秦によって陥落し、河南南部をへて安徽方面へと東遷を重ねた戦国末期頃のものと同式的に考えられる。^(脚)すでに述べたようにこの南越王墓と同時期の旧楚地域では楚式鼎の伝統は消滅していたと考えられ、この鼎自体も本来備わっていたはずの蓋を欠いており、長期にわたる使用や伝世を暗示している。

また前節までにおいて確認したように、先秦時代の嶺南地方では、湖南方面を経由して戦国の楚につながる要素はきわめてとぼしく、「楚系」でさえも南越成立前後によりやく現れる有様であり、「楚式」はそれ以上に限定されたものでしかなかった。したがって、ここで南越王墓西耳室について確認された楚への指向性は、先秦以来の在地での伝統を集積した結果とも考えにくい。

以上を総合するなら、南越王墓に呉越の伝統と対比するかのよう強調された楚の伝統は、南越王権が意図的に反映させたものとみるのが妥当だろう。これによって南越王権における楚制の存在が再確認される。

その背景については以下の二通りの説明が可能である。まず第一は、戦国後期に楚が湖北・湖南の拠点を失ってか

ら秦が嶺南までを郡県化していく過程で戦国楚の伝統が再編された結果という見方、そしてもう一つは前章の執圭爵と同様に、これを秦漢交替期における楚イデオロギーの再生と関連づける考え方である。

通常の規格をこえる大きさの楚式鼎が楚系鼎とセットをなし、政治的意味合いの強い「虎節」とともに副葬されていること、またその鼎自体が型式論的に戦国楚の東遷期にあたる時期のものと推定されることからすれば、その伝統の担い手が秦の進出を受けて南下した戦国楚の難民や秦による編戸の民とは考えにくい。現状では南越王墓以外に比較するデータを欠くので、ここでは秦漢交替期の楚と結び付ける解釈の方がより蓋然性が高いと指摘するにとどめ、その最終的な判断については今後の発見を待つことにしたい。

(5) 小結

本章では南越王墓に副葬されていた銅鼎の分析を通じ、南越王権における楚制の存在を再確認した。一部解釈を保留した部分もあるが、南越王墓にみられる「楚」に連なる要素のなかには、湖北・湖南をへてそのまま嶺南に入るといふ流れでは説明しにくいものが少なくない。前章における二つの「執刳」印についての検討結果と重なり合うものである。

次なる課題は、従来から指摘されてきた秦・漢の制との関係のなかで、この楚制をどのように位置付け、南越世界全体にどのような秩序像を見出だすかという点である。漢の内地の制、とりわけ内地の諸侯王国の制との比較を含め、(後篇)でその責を果たし、全体の結びとしたい。

〈中篇完、以下後篇に続く〉

- 48 無署名「海南島出土『朱盧執封』」『人民日報』一九八五年四月二十八日第一版、陳高衛「西漢『朱盧執封』銀印小考」『人民日報』一九八五年六月十日第八版、郝思德・孫慰祖「朱盧執封銀印」『中國文物精華』一九九三、文物出版社、一九九三年、郝思德・王大新「秦東原西漢『朱盧執封』銀印」『中國考古學年鑑』一九九五、文物出版社、一九九七年。
- 49 前掲注48諸文献、および譚其驤「再論海南島建置沿革」『歷史研究』一九八九一六、楊式挺「朱盧執封銀印考釈―兼論朱盧東治問題（摘要）」『廣東文博』一九九〇―一ほか。
- 50 この問題をめぐる論争は、譚其驤「長水集 続編」人民出版社（北京）、一九九四年を参照。
- 51 小論では、戦国から漢代にかけての爵をめぐる史料とその歴史の意味について、（明）董說著・繆文遠訂補『七国考訂補』上海古籍出版社、一九八七年、および牧野翼「西漢の封建相統法」『東方学報（東京）』三、一九三三年、鎌田重雄「西漢爵制」『史潮』八一―、一九三八年（『漢代史研究』川田書房、一九四九年所収）、栗原朋信「兩漢時代の官民爵に就いて」『史観』二二・二三合併号、二六・二七合併号、一九四〇〜四一年、西嶋定生「中国古代帝国の形成と構造」東京大学出版会、一九六一年、柳春藩「秦漢封国食邑賜爵制」遼寧人民出版社、一九八四年などの先行研究を参照した。
- 52 唯一ほかの国の記事にみられる「執圭（珪）」の句は『戦国策』卷二八・韓三の「謂鄭王曰：…申不害與昭釐侯執珪而見梁君、…申不害曰：『我執珪於魏』」だが（平勢隆郎氏の御教示、文意からみてこの場合は爵称とは考えにくい。
- 53 この問題については、李開元「前漢初年における軍功受益階層の成立―高帝五年詔を中心として」『史学雑誌』九九―十、一九九〇年、朱紹侯「軍功爵制研究」上海人民出版社、一九九〇年などを参照。
- 54 黄展岳「『朱盧執珪』印和『勞邑執珪』印―兼論南越国自鑄官印」『考古』一九九三―十一。
- 55 広西壮族自治区文管会「広西出土文物」文物出版社、一九七八年および広西壮族自治区文物工作队「広西合浦県堂排漢墓発掘簡報」『文物資料叢刊』四、文物出版社、一九八一年。

56 「図十二・十三」に示した各印についてのデータを以下にまとめておく。

- ・「朱盧執判」 銀質 / 蛇?鈕 / 無 / 二・四×二・四 [図十二-1] (海南省民族博物館蔵)
- ・「文帝行璽」 金質 / 龍?鈕 / 田字格 / 三・一×三・〇 [図十二-2] (広州西漢南越王墓博物館蔵)
- ・「麻郎尉丞」 銅質 / 蛇鈕 / 田字格 / 二・四×二・四 [図十三-1] (故宮博物院蔵、『故宮』二二三)
- ・「彭城丞印」 銅質 / 蛇鈕 / 田字格 / 二・五×二・五 [図十三-2] (藤井有鄰館蔵、『彙考』五四〇)
- ・「勞邑執判」 琥珀質 / 蛇鈕 / 無 / 二・三×二・三 [図十三-3] (広西壮族自治区博物館蔵)
- ・「滇王之印」 金質 / 蛇鈕 / 無 / 二・四×二・四 [図十三-4] (中国歴史博物館蔵、『彙考』一四二二)
- ・「漢委奴国王」 金質 / 蛇鈕 / 無 / 二・四×二・四 [図十三-5] (福岡市博物館蔵、『彙考』一四三二)
- ・「漢叟邑長」 銅質 / 蛇鈕 / 無 / 二・一×二・一 [図十三-6] (寧楽美術館蔵)
- ・「魏蛮夷率善邑長」 銅質 / 蛇鈕 / 無 / 二・二×二・二 [図十三-7] (故宮博物院蔵、『故宮』三八八)

57 前掲注6孫慰祖論文。

58 数値は小数点以下第二桁を四捨五入。この分析方法を、(前篇)でとりあげた「晋浦候印」に応用すると、およそ〇・二三の数値を示し、この点からもそれを南越印とした結論は妥当であることが裏付けられる。

59 近年、この「滇王之印」をめぐるのは副葬用の明器説も提出されているが(今村啓爾「西南中国の先史・古代美術」『世界美術大全集・東洋編』二、小学館、一九九八年)、漢朝から下賜された印そのものを前提にする限り、ここでの議論にはまったく抵触しない。

60 熊谷滋三「前漢における『蛮夷降者』と『帰義蛮夷』」『東洋文化研究所紀要』一三四、一九九七年。

61 高倉洋彰「金印国家群の時代」青木書店、一九九五年。また「漢委奴国王」印をめぐる諸論考を集成したものに大谷光男編『金印研究論文集』新人物往來社、一九九四年がある。

62 例えば国分直一「蛇鈕の印をめぐる問題」『えとのす』十一、一九七九年、および前掲注12の新田論文、梶山勝「漢魏晋代の蛮夷印の用法」『古文化談叢』二二、一九八九年など。

63 金子修一「中国西北の蛇鈕印」『本の窓』小学館、一九八六年十一月号および「蛇鈕印の謎」『新版古代の日本』二、角川書店、一九九二年、前掲注61高倉文献。

64 この種の「蛇鈕」印は、目についたところでは「白水弋丞」・「彭城丞印」・「浙江都水」・「灑丞之印」・「代馬丞印」・「平陸丞印」・「字丞之印」・「左髻桃支」・「旃郎厨丞」・「且慮丞印」・「納功旁校丞」・「琅左塩丞」・「蒼梧候丞」など十数点ある。これらの蛇鈕印については(後篇)で詳しく分析する。

65 田字格の特徴に加え、印台の低さからみても、これらが前漢初期以前のものであるのは疑いない。しかし、いずれも界格内にとほとんど余白を残さない状態で文字が刻まれており、余白が目立つ秦代の印とは明らかに区別される。一方で、そこに刻まれた地名をみると、現在の河北方面から関中・四川盆地、江浙地域などのきわめて広い範囲にまたがっており、南越はもちろんのこと、漢初の各諸侯王国、あるいは最初に秦に反旗を翻した陳勝などの地方政権のものとは考えられない。その主体については、漢王朝に加え秦漢交替期の「楚」の可能性を考えてみる必要がある。南方的性格が指摘されている蛇を鈕式とする印制(前掲注62文献)が華南だけでなく華北にまで広がる様相に、江淮地域に形成された陳勝・義帝・項羽という一連の楚王権や、同じ地域で蜂起し、そこから袂を分けて「秦」制を継いだ劉邦の根差したものを読み取ることができないだろうか。

66 参考までにその後についてみると、「滇王之印」から「漢委奴国王」への展開はきわめて連続的であり、後ろを振り返ったような頭の形、下半身のとぐろの巻き方など、それ以前のものとは比較にならないほどの系列的な変遷過程を認めることができる(図十三-4・5)。それがそのまま様式化して異民族用の鈕式へと展開したことは、「漢叟呂長」銅印(図十三-6)および「魏蛮夷率善呂長」銅印(図十三-7)をみることによって明らかとなる。その系譜は「滇王之印」から後漢・魏を通じて、少なくとも晋代まで連続している(「晋蛮夷率善呂長」銅印(大谷大学図書館蔵)など)。

67 前掲注51・53文献。

68 《奏讞書》案件十四および十六（前掲注40江陵張家山漢簡整理小組文献）。

69 『史記』卷九五・樊噲列伝（『漢書』卷四一・樊噲伝）、『漢書』卷四一・夏侯嬰伝、『漢書』卷三九・曹參伝、『史記』卷九五・灌嬰列伝（『漢書』卷四一・灌嬰伝）。

70 前掲注53文献。

71 戦国時代においては、「柱国」の官は楚のほかにも趙に記事が一例だけある（翟章從梁來、甚善趙王。趙王三延之以相、翟章辞不受。田駟謂柱国韓向曰「臣請為卿刺之」）（『戦国策』卷二・趙四）。しかし秦漢交替期の政治史的あり方からすると、ここでは戦国の楚との関係を考えるだけで十分だろう。

72 陳涉：「陳王徵国之豪傑與計、以上蔡人房君蔡賜為上柱国。：柱国房君死」（『史記』卷四八・陳涉世家）、義帝：「義帝柱国共敖將兵擊南郡、功多、因立敖為臨江王」（『史記』卷七・項羽本紀）、項羽：「項羽使項声・薛公・郟公復定淮北。（灌）嬰度淮北、擊破項声・郟公下邳、斬薛公、下下邳、擊破楚騎於平陽、遂降彭城、虜柱国項佗」（『史記』卷九五・灌嬰列伝）。

73 以下、秦・前漢時代およびその間の時期の歴史地理的考証、行政区画の変遷については、譚其驥主編『中国歴史地図集』二、地図出版社（北京）、一九八二年、および周振鶴『西漢政区地理』人民出版社（北京）、一九八七年をおもに参照する。

74 『漢書』卷十六・高惠高后文功臣表では「義陵侯吳郡」とある。

75 これらの長沙王国や淮南王国に執事爵があつたか否かについては不明である。一部の楚制の存在によって「朱廬執封」印をこれらの諸勢力と結び付けることも不可能ではないが、どちらの記事も高祖期のものであつて、前節でみたこの銀印の年代観とは大きくかけ離れている。やはり南越印とみるのが妥当である。

76 江陵張家山漢簡整理小組「江陵張家山漢簡《奏讞書》积文（二）」、および李学勤『《奏讞書》解説（下）』、彭浩「談《奏讞書》中秦代和東周时期的案例」（以上すべて『文物』一九九五—三所収）。

77 『漢書』卷十六・高惠高后文功臣表では「煮棗端侯朱朱・以越連敖從起薛、別以越將入漢、擊諸侯、以都尉、侯、九百戶。」(高祖十二年)六月壬辰封」とある。

78 前掲注41鎌田文献ほか。

79 『史記』卷七・項羽本紀では「当陽君黥布為楚將、常冠軍、故立布為九江王、都六。…韓信乃從齊往、劉賈軍從壽春並行、屠城父、至垓下。大司馬周殷叛楚、以舒屠六、拳九江兵、隨劉賈・彭越皆會垓下、詣項王」とある。

80 清末の崔適はこれらの記事に注目しているが、生弓という理解は示していない(崔適『史記探源』卷三、中華書局、一九八六年)。

81 前掲注14栗原論文および注15平勢文献。

82 俞偉超「周代用鼎制度研究」『先秦兩漢考古學論集』文物出版社、一九八五年。

83 陳夢家「中国銅器概述」『海外中国銅器図録 第一集』国立北平図書館、一九四六年。歴史的観点からみれば、この「南土」は楚を中心に呉・越が興亡していった土地であり、劉彬徽氏は戦後新たに出土した青銅器群の整理をふまえて、新たに「楚系青銅器」の名称を提唱している(「楚系銅器略論」『楚文化研究論集 第一集』荆楚書社、一九八七年、および『楚系青銅器研究』湖北教育出版社、一九九五年)。両氏の分類の意図は大きく異なるが、内容的にはこれらの二つの区分はかなりの部分で重なり合っている。

84 ここで典例例として示したのは、秦漢式が湖北雲夢睡虎地十一号墓(《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八二年)、楚式が湖北江陵望山一号墓(湖北省文物考古研究所『江陵望山沙塚楚墓』文物出版社、一九九六年)、楚系が湖南長沙三〇一号墓(中国科学院考古研究所『長沙発掘報告』科学出版社、一九五七年)、「呉系」が江蘇六合和仁墓(呉山菁『江蘇六合和仁東周墓』『考古』一九七七年)、楚系が広東羅定背夫山墓(広東省博物館ほか『広東羅定背夫山戦国墓』『考古』一九八六年)、南越式が広西平樂銀山嶺七一号墓(広西壮族自治区文物考古隊『平樂銀山嶺戦国墓』『考古学報』一

九七八―二)からの各出土例である。

85 岡村秀典「秦文化の編年」『古史春秋』二六、朋友書店(京都)、一九八五年ほか。

86 その実態については、高崇文「東周楚式鼎形態分析」『江漢考古』一九八三―一、閻瀨収芳「戦国時代楚文化の中の鼎と敦」『古史春秋』三、一九八六年などを参照。

87 前掲注26文献および注55広西壮族自治区文管会文献。

88 楚の政治的中心地にもこの型式がわずかながら認められることは、文化伝播および交通の双方向性という点から注目すべき現象である。また戦国後期頃になると、その分布は江蘇方面と地理的に接する山東西南部にまで拡大している(山東省文物考古研究所ほか『曲阜魯国故城』齊魯書社(済南)、一九八二年)。

89 広西平楽銀山嶺墓群のなかで戦国墓と報告されている墓葬の大部分が南越前期頃まで下るといふ見方については前掲注4黄展岳論文を参照。また、これまで戦国の楚文化との関係が強調されていた嶺南地域の戦国青銅器文化が、実際には楚につながる要素にとぼしいものであることは、李龍章「湖南両広青銅時代越墓研究」『考古学報』一九九五―三が強調している。嶺南地方における楚系鼎の出現時期について検討の余地を残すのは、広東広寧銅鼓崗十三号墓だが(広東省博物館「広東広寧銅鼓崗戦国墓」『考古学集刊』一、一九八一年)、前掲李龍章論文がこれを「西漢早期」とするように戦国期までさかのぼらせる積極的な証拠はみられない。

90 この点は鏡についてもいえる。先秦時代の嶺南には数ある副葬青銅製品のなかに鏡がまったく見られないのに対し、南越王墓には埋葬年代を一世紀近くさかのぼる時期の鏡が数多く副葬されていた。南越成立前の在地の伝統や鏡そのものをただ単純に集積したのではなく、南越成立をめぐる歴史的な背景を反映するものと考えるべきだろう(前掲注2拙稿)。南越の鏡についての一般的な状況については、全洪「南越国銅鏡論述」『考古学報』一九九八―三を参照。

91 岡村秀典「呉越以前の青銅器」『古史春秋』三、一九八六年ほか。

92 西江清高「春秋戰國時代の湖南、嶺南地方―湘江・嶺南系青銅器とその銅劍をめぐって」『紀尾井史学』七、上智大学大学院史学専攻院生会、一九八七年。

93 江准方面から湖南南部への例は湖南衡南胡家港出土の銅盃（湖南省博物館「湖南衡南・湘潭發現春秋墓葬」『考古』一九七八―九五）、嶺南方面から長江下流域への例は浙江鄞県石瓦山出土の銅鉞（曹錦炎ほか「浙江鄞県出土春秋時代銅器」『考古』一九八四―八）など。

94 これらのいわゆる「越式鼎」をめぐる最もよくまとまった先行研究として、横倉雅幸・西江清高・小沢正人「所謂『越式鼎』の展開」『考古学雑誌』七六一―一九九〇年がある。本章における議論は、この論文のなかで横倉氏らが試みた分類案を、南越王墓などその後あらたに発表された資料によって再解釈し、その歴史的背景を反映する名称をあたえたものにすぎない。横倉氏らの論文のなかですでにとりあげられている資料については、そちらにまとめられた一覧表があるので出典についてはそれを参照していただきたい。本章ではその表に収められていないものを中心に出典として示すにとどめた。なおこれらの「越式鼎」は鑄造技術によっても、楚式鼎・秦漢式鼎とは大きく異なっている（李京華「南越王墓出土金屬器製造技術試析」『報告書』所収）。

95 淮陰市博物館「淮陰高莊戰國墓」『考古学報』一九八八―二。

96 鎮江市博物館「江蘇武進孟河戰國墓」『考古』一九八四―二。

97 何国良「江西瑞昌市出土春秋青銅鼎」『考古與文物』一九九二―五、および江西省博物館「南昌東郊西漢墓」『考古学報』一九七六―二。

98 以上の内容について例を示す。

・ 広東清遠：「呉系」1、「越系」1（広東省文管会「広東清遠發現周代青銅器」『考古』一九六三―二）

・ 広東四会鳥旦山墓：「呉系」2、「越系」1（広東省博物館「広東四会鳥旦山戰國墓」『考古』一九七五―二）

- ・ 広東四会高地園一号墓：「呉系」1、「越系」1（何紀生「広東発現的幾座東周墓葬」『考古』一九八五—四）
- ・ 広東羅定背夫山墓：「呉系」1、「越系」1（前掲注84広東省博物館ほか文献）
- ・ 広東肇慶北嶺松山墓：楚系1、南越式2（+1鍋？）、不明2（広東省博物館ほか「広東肇慶市北嶺松山古墓発掘簡報」『文物』一九七四—十一）

このほか一つの墓ごとではないが、広西平楽銀山嶺「戦国」墓群全体では合計十二点の鼎が出土したことが報告されているが、そのうち最も多いのはここでいう南越式鼎八点であり、残りは「呉系」鼎と楚系鼎が二点ずつという比率を示す。これらの墓群の年代が南越時期にまで下るといふ点については前掲注4黄展岳論文を参照。これ以外に複数の銅鼎が副葬されていた例に広西貴港羅泊湾一号墓があるが、木槨内部はすでに盗掘を受けており、本来の状況は不明である。木槨の下に設けられた器物坑からは、「越系」鼎三点と秦漢式鼎三点（うち一点は蓋のみ）が出土しただけで、南越式鼎はみられない。このほか広州市西村石頭崗一号墓では、楚式鼎・楚系鼎・秦漢式鼎それぞれ一点ずつが相伴している（前掲注26文献）。

99 一般に「銅鉦」と呼ばれる器種である。類品が湖南長沙黄泥坑楚墓と湖南平江西山崗で出土している（李純一『中国上古出土楽器綜論』文物出版社、一九九六年）。

100 これに酷似する虎節がほかに二点ある。一点は安徽寿县楚墓出土といわれるもので（『北平晨报』一九三四年十二月二一日第九版掲載の宝楚齋主人「寿县楚器出土器（二）」には「案寿县近年出土楚器的約千余件、有铭者予僅見三十余器、；又聞有一虎符、大逾漢建初、尺八寸許、文為「王命惠賁」四字、與龍節文同、為南中某氏所藏」とあり、柯昌濟『金文分域編』卷三、一九三〇年でも寿县出土器のなかにこれが含まれている）、現在は北京の故宮博物院に所蔵されている（王海文「故宮博物院所蔵楚器」『江漢考古』一九八六—四、および中国社会科学院考古研究所「殷周金文集成」十八、中華書局、一九九四年）。この寿县の朱家集で一九三三年から数度にわたり盗掘された李三孤堆古墓は、出土遺物の追跡調査によって、戦国楚晩期の考烈王または幽王の墓と推測されている（曹淑琴ほか「寿县朱家集銅器群研究」『考古学文化論集』一、文物出版社、一九八七年）

か)。虎節のもう一点は湖南省での収集品である（周世榮「湖南戦国秦漢魏晉銅器銘文補記」『古文字研究』十九、中華書局、一九九二年）。これら二点が形態・文字内容ともに相同であることに注目したい。南越王墓例を含めたこれらの虎節をめぐっては、陳昭容「戦国至秦的符節」『中央研究院歷史語言研究所集刊』六六一、一九九五年、および李家浩「伝賃龍節銘文考釈」『考古学報』一九九八一を参照。これらの楚節は、文字の字体および記された内容面で「鄂君啓節」に通じる。「鄂君啓節」もまた安徽寿県の出土品であり、銘文内容から前四世紀末の製作と考えられている。

101 前掲注2拙稿。

102 その類例としては、前掲注100でも言及した安徽寿県朱家集李三孤堆古墓からの出土品とされる「铸客鼎」(安徽省博物館『安徽省博物館藏青銅器』八二、上海人民美術出版社、一九八七年)、客铸鼎(同八一)、さらに前掲注96の江蘇武進孟河墓出土品などがある。

103 被葬者が玉衣を着て葬られていた主棺室(図十七)には、鼎などの青銅製容器を含め、「楚」や「呉越」に直接結び付く品目は一例も認められない。その製作地の問題は別としても、玉衣ほかの玉器など、この主棺室に反映されているのは主に「漢」制といえそうである。

補注 近年、海南島北部の瓊山市龍塘鎮東北約四キロメートルの博撫村北側で、城壁の辺長が一六〇メートルほどの古城址が発見され、「漢代」の磚や瓦、陶片などが採集されたといわれている(郝思徳ほか「瓊山市博撫村漢代城址」『中国考古学年鑑』一九九六)文物出版社、一九九八年)。「朱廬執判」銀印の発見地である楽東自治県からは直線距離でも二〇〇キロメートル近く離れており、また年代の推定などについても検討の余地があるが、小論(中篇)の冒頭でも紹介した儋耳・珠崖両郡をめぐると論争に終止符を打つ可能性を秘めた貴重な発見として注目したい。

【付記】

本論文(前篇)(中篇)は平成十年度科学研究費奨励研究(A)による成果の一部である。論文全体の骨子については、すでに中国出土資料学会一九九八年度第一回例会(一九九八年七月四日、日本女子大学)で発表済みである。

本論(中篇)の執筆に際し、金子修一・後藤直・鶴間和幸・鄧聰・孫徳栄の各氏から貴重な文献、その他の資料を提供していただき、(前篇)(中篇)ともに図版作成にあたっては、黄川田修・平野裕子・角美弥子の三氏にお手伝いただいた。また(財)寧楽美術館および藤井有鄰館からは図録掲載写真の転載許可を賜った。以上ここにあわせて感謝申し上げます。

【図版出典(前篇・中篇)】

〔図二〕筆者作成、〔図二〇四〕『報告書』および麦英豪ほか『中国考古文物之美 九』文物出版社、一九九四年、〔図五〕筆者作成、〔図六〕『湖南』および周志輔『統封泥考略』卷二、一九二八年、〔図七〕『彙考』および盧兆蔭主編『中国玉器全集四 秦・漢—南北朝』河北美術出版社、一九九三年、〔図八〕前掲注27文献、〔図九〕前掲注34李学勤ほか文献および筆者作成、〔図十〕前掲注44文献、〔図十一—1〕前掲注48陳高衛文献および郝思徳ほか文献、〔図十一—2〕前掲注54黄展岳論文および注55、広西壮族自治区文管会文献、〔図十二—1〕前掲注48郝思徳ほか文献、〔図十二—2〕飯島武次監修『中国・南越王の至宝』毎日出版社(東京)、一九九六年、〔図十三—1・7〕『故宮』、〔図十三—2〕『微存』、藤井有鄰館『有鄰館精華(第四版)』(財)藤井斉成会、一九九六年、および後藤直ほか『漢委奴国王』金印展『福岡市立歴史資料館、一九八四年、〔図十三—3〕前掲注55、広西壮族自治区文物工作队文献、〔図十三—4〕前掲後藤直ほか文献および『中華人民共和国出土文物展』朝日新聞社(東京)、一九七三年、〔図十三—5〕曾布川寛ほか『世界美術大全集・東洋編』二、小学館、一九九八年、〔図十三—6〕(財)寧楽美術館『寧楽譜』一九六九年、〔図十四〕筆者作成および前掲注84の各文献、〔図十五・十六〕『報告書』により筆者作成、〔図十七〕広州西漢南越王墓博物館ほか『南越王墓玉器』両木出版社(香港)、一九九一年を加筆修正。